

第1給食センター（仮称）整備運営事業

入札説明書

平成24年5月7日

福岡市教育委員会

## 目 次

<b>I</b>	<b>入札説明書等の位置づけ</b> .....	<b>1</b>
<b>II</b>	<b>事業概要</b> .....	<b>2</b>
1	事業名称.....	2
2	公共施設の管理者の名称.....	2
3	本事業の目的.....	2
4	本事業の基本理念.....	2
5	事業の基本的内容.....	3
<b>III</b>	<b>入札参加者に関する条件</b> .....	<b>7</b>
1	入札参加者の構成.....	7
2	入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	8
<b>IV</b>	<b>事業者の募集及び選定</b> .....	<b>12</b>
1	募集及び選定方法.....	12
2	募集及び選定スケジュール.....	12
<b>V</b>	<b>入札に関する事項</b> .....	<b>13</b>
1	入札に関する手続き.....	13
2	入札参加に関する留意事項.....	14
3	入札予定価格.....	16
4	苦情の申し立て.....	16
<b>VI</b>	<b>落札者の決定</b> .....	<b>17</b>
1	落札者の決定.....	17
2	審査結果の通知.....	17
3	審査結果の公表.....	17
<b>VII</b>	<b>提案に関する条件</b> .....	<b>18</b>
1	立地条件等.....	18
2	施設の設計・建設、維持管理・運営等の提案に関する条件.....	18
3	入札時算定用年間提供給食食数.....	18
4	業務の委託.....	19
5	サービス購入費.....	19
6	市による事業の実施状況及びサービス水準の監視.....	19
7	土地の使用.....	19
8	保険.....	19
9	市と事業者の責任分担.....	19
10	財務書類の提出.....	20
<b>VIII</b>	<b>契約に関する事項</b> .....	<b>21</b>
1	契約手続き.....	21
2	事業契約の概要.....	21

3	契約金額	21
4	契約の保証	21
5	S P C の設立	21
6	事業者の事業契約上の地位	21
7	融資金融機関との協議	21
<b>IX</b>	<b>提出書類</b>	<b>23</b>
1	入札参加資格審査書類	23
2	入札書類第一次審査書類	23
3	その他入札関係提出書類	23
4	入札書類第二次審査書類	24
<b>X</b>	<b>その他</b>	<b>26</b>
1	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援	26
2	事業の継続が困難となった場合における措置	26
3	情報公開及び情報提供	27
4	入札手続きに関する問い合わせ	27

様式 入札説明書等に関する質問書

## I 入札説明書等の位置づけ

この入札説明書は、福岡市（以下「市」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。）に基づき特定事業として選定した第 1 給食センター（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札により募集及び選定するにあたり、公表するものである。

入札参加者は入札説明書及び次の資料（以下「入札説明書等」という。）の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

- ・ 要求水準書：市が事業者に要求する具体的なサービス水準を示すもの
- ・ 落札者決定基準：入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの
- ・ 様式集：提案書の作成に使用する様式を示すもの
- ・ 基本協定書（案）：市と落札者との基本協定に係わる事項を示すもの
- ・ 事業契約書（案）：本事業の契約に係わる事項を示すもの

なお、入札説明書等と実施方針、実施方針に関する質問等に対する回答及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針、実施方針に関する質問等に対する回答及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答によることとする。

## II 事業概要

### 1 事業名称

第1給食センター（仮称）整備運営事業

### 2 公共施設の管理者の名称

福岡市長 高島 宗一郎

### 3 本事業の目的

市においては、現在4つの学校給食センター（以下「給食センター」という。）において給食の提供を行っている。しかしながら、各給食センターともに、施設・設備の老朽化が進行しており、また、学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づく学校給食衛生管理基準の遵守、食物アレルギー対応食の実施や個別食器化など、近年の学校給食に求められる社会的要求にも対応する必要がある。

そこで、給食センターにおける給食提供環境を抜本的に改善するため、平成22年10月に『福岡市学校給食センター再整備基本構想』を策定し、市の基本的行政運営のあり方の理念を踏まえ、給食の質的向上と、民間ノウハウの活用等による業務効率化との両立を基本に再整備を行うとともに、給食センターの基本的役割及び機能に関する公の関与のあり方について十分に留意していくこととした。

また、それを踏まえて平成23年3月に『「（仮称）第1給食センター」整備計画』を策定し、本施設の基本仕様や事業方式等についてまとめたところである。

本事業は、このような状況のもと、新たな学校給食センターの整備・運営について、より良質な学校給食の提供を効率的・効果的に実施することを目的として、PFI方式により実現するものである。

### 4 本事業の基本理念

以下に示す基本コンセプトを十分に踏まえ、事業を実施するものとする。

#### （1）安全・安心な給食のための衛生水準、危機管理の徹底

- ・学校給食衛生管理基準等の遵守
- ・HACCP（危害分析・重要管理点）の考え方に基づく手法による衛生管理
- ・調理従事者の作業環境への配慮
- ・災害時危機管理への熱源組み合わせ対応

#### （2）アレルギー対応食が提供できる給食環境の整備

- ・アレルギー対応専用調理室の設置
- ・除去食を基本とし、メニューに占める除去割合が多い場合は代替食を提供
- ・対応アレルゲン：表示義務原材料7品目（乳、卵、小麦、えび、かに、そば、落花生）及びごま・ごま油
- ・アレルギー対応献立3形態からの選択：①乳対応、②卵対応、③アレルゲン8種対応

(3) 食育に資する望ましい給食環境の整備

- ・ P E N樹脂製個別食器の導入
- ・ 箸の持参推進
- ・ 調理・視聴覚機能一体型研修室等の確保
- ・ 下処理から洗浄まで含めた全工程見学通路の設置

(4) より豊かでおいしい給食のための調理環境の充実

- ・ 副食3品献立
- ・ 高機能調理機器及び高性能保温保冷食缶の導入

(5) 高品質かつ効率的な施設設備の整備及び運営

- ・ 建設から維持管理・修繕、調理・運営等全般に渡るライフサイクルでのコスト効率化
- ・ 学校配膳室の改修による混雑解消及びバリアフリー化
- ・ 食器・食缶分離配送方式の導入

(6) 環境負荷の低減

- ・ 周辺地域の生活環境保全
- ・ 省エネルギー設備の導入、新エネルギーの利用
- ・ 残渣の再生利用

○ 障がい者雇用推進の理念を踏まえた運営への配慮

○ 知的障がい特別支援学校給食献立等の改善

- ・ 専用の調理ライン・献立・食材  
※本施設稼働に併せた5校一斉の暫定配送。以後段階的に配送対象校を変更。
- ・ 咀嚼・嚥下等が困難な生徒・児童への二次加工食提供  
※必要に応じて食材や献立・調理方法等を工夫
- ・ 栄養相談、栄養指導の実施

## 5 事業の基本的内容

### (1) 施設内容

本事業で整備する施設の概要は、次のとおりである。詳細については、要求水準書を参照すること。

- ・ 事業用地：福岡市博多区東平尾一丁目118番2、同168番1及び同190番3
- ・ 敷地面積：約13,177 m<sup>2</sup>
- ・ 供給能力：13,000食/日

### (2) 事業方式

本事業の事業方式は、P F I法に基づき、事業者が本施設の設計及び建設を行い、市に施

設の所有権を移転した後、維持管理、運営業務を行う方式（調理配送包括型B T O：Build-Transfer-Operate）により実施する。

### （３）事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成41年3月31日までとする。

### （４）事業の範囲

事業者が行う主な業務は、次のとおりである。詳細については、要求水準書を参照すること。

#### ア 施設整備業務

- ① 事前調査業務及びその関連業務
- ② 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- ③ 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- ④ 工事監理業務
- ⑤ 運営備品等調達業務（ただし、食器及び食具（スプーン、フォーク等）は市の調達とする。）
- ⑥ 学校配膳室改修業務
- ⑦ 配送車両調達業務
- ⑧ 近隣対応・対策業務

#### イ 開業準備業務

#### ウ 維持管理業務

- ① 建物維持管理業務
- ② 建築設備維持管理業務
- ③ 厨房設備維持管理業務
- ④ 外構等維持管理業務
- ⑤ 清掃業務
- ⑥ 警備業務

#### エ 運営業務

- ① 日常の検収業務
- ② 給食調理業務
- ③ 洗浄等業務
- ④ 配送及び回収業務
- ⑤ 学校配膳室業務
- ⑥ 施設内の残渣等処理業務
- ⑦ 運営備品等更新業務
- ⑧ 配送車両維持管理業務
- ⑨ 献立作成支援業務

⑩ 食育支援業務

※ 各業務に付随する日常の衛生管理を含む

(5) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおり、「給食センターの設計・建設に係る対価」、「学校配膳室改修に係る対価」、「開業準備に係る対価」、「維持管理・運営に係る対価」及び「事前配送及び配膳室業務に係る対価」から構成される。

- ア 「給食センターの設計・建設に係る対価」については、市は、引渡し後から事業期間中に、事業者に対し、事業契約書に定める方法及び額により支払う。
- イ 「学校配膳室改修に係る対価」については、市は、学校配膳室の引渡し後に一括払いにて、事業者に対し、事業契約書に定める方法及び額により支払う。
- ウ 「開業準備に係る対価」については、市は、開業準備完了後に一括払いにて、事業者に対し、事業契約書に定める方法及び額により支払う。なお、事業者の提案により開業準備期間を1カ月以上確保する場合においても、市が支払う当該対価は1カ月相当分とする。
- エ 「維持管理・運営に係る対価」について、市は、引渡し後から運営期間にわたって事業者に対し、事業契約書の規定に従い定める額を支払う。「維持管理・運営に係る対価」は、年4回に分けて支払うこととし、物価変動等を勘案して年に1回改定検討を行う。
- オ 「維持管理・運営に係る対価」は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。固定料金には、施設維持管理、清掃、警備等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案による。
- カ 「事前配送及び配膳室業務に係る対価」については、市は、当該業務期間中に、事業者に対し、事業契約書に定める方法及び額により支払う。
- キ 市は、事業者が提供する本事業のサービスが市の要求水準を満たしていない場合には、基本的にサービス対価を減額する。支払方法及び減額規定の詳細については、事業契約書において定める。

(6) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

(7) 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね次のとおりである。

○事業契約の締結時期	平成 24 年 12 月
○事業期間	事業契約締結日～平成 41 年 3 月末
・ 設計・建設期間	事業契約締結日～平成 26 年 7 月末
・ 開業準備期間	平成 26 年 8 月 1 日～平成 26 年 8 月末 なお、事業者の提案により開業準備期間を 1 カ月以上確保することも可能とする。
・ 供用開始日	平成 26 年 9 月 1 日
・ 維持管理・運営期間	平成 26 年 9 月 1 日～平成 41 年 3 月末
※学校配膳室改修工事	平成 25 年 7 月中旬～平成 25 年 8 月末目途及び平成 26 年 7 月中旬～平成 26 年 8 月末目途 なお、要求水準書に示す平成 25 年度改修必要校以外は、平成 26 年度の改修も可とする。 また、平成 25 年度に学校配膳室を改修する配送対象校への配送及び学校配膳室業務については、改修後の給食開始日から事業者の業務となる。

### Ⅲ 入札参加者に関する条件

#### 1 入札参加者の構成

##### (1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループとする。

なお、構成員以外のものが本事業を実施するために設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）の出資者になることは可能であるが、全事業期間において、当該出資者による出資比率は出資額全体の50%未満とする。

構成員	入札参加者を構成する法人で、SPCに出資を行う法人
協力企業	入札参加者を構成する法人で、業務の一部をSPCから直接受託・請負するが、SPCには出資を行わない法人

##### (2) 構成員等の明示等

入札参加者は、入札参加資格審査書類の提出時に、構成員及び協力企業を明示するものとする。

また、構成員の中で応募手続きを行い、市との対応窓口となる1法人（以下「代表企業」という。）についても明らかにしなければならない。

##### (3) 複数業務の実施

入札参加者の構成員又は協力企業が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者であり、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。（以下同じ。）

##### (4) 複数応募の禁止

設計業務・工事監理業務・建設業務・給食調理業務（以下「特定業務」という。）を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

また、代表企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者も、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

ただし、入札参加者の積極的な参加を促す観点から、前2段の条件に抵触しない限り、入札参加者の協力企業が、他の入札参加者の協力企業を兼ねることは可能とする。

なお、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

## (5) 入札参加者の変更及び追加

入札参加資格審査書類において、明示が義務付けられている者の変更及び追加は、2(3)の場合又は特別の事情があり、やむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

## 2 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、次の(1)及び(2)で規定する参加資格要件を、入札参加資格審査書類の受付締切日(以下「参加資格確認基準日」という。)に満たしていなければならない。当該要件を満たしていない入札参加者の応募は認めないものとする。

また、入札参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

### (1) 共通の参加資格要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 最近2年間の市町村税を滞納していないこと。
- ウ 最近2年間の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- エ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(開始の決定がなされた者を除く)、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全であるものと認められないこと。
- オ 公告日から落札者決定までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消及び排除措置を受けていない者、又は措置要領に規定する措置要件に該当している者でないこと。
- カ 措置要領別表第3に該当する者でないこと。
- キ 本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。
  - ・株式会社 日建設計総合研究所
  - ・株式会社 日建設計シビル
  - ・株式会社 日建設計
  - ・東京青山・青木・狛法律事務所
  - ・ビヨンド総合会計事務所
  - ・有限会社 オニヅカ設計
- ク (仮称)第1給食センター事業者選定委員会(以下「事業者選定委員会」という。)の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。また、事業者選定委員会の委員公表日以降に、本事業について委員長並びに委員に接触を試

みた者については、入札参加資格を失うものとする。

## (2) 個別の参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業のうち特定業務の各業務にあたる者は、それぞれ次に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、建設業務にあたる者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできないものとする。

なお、**ア**から**ウ**の特定業務を行う者で平成 23・24 年度「福岡市競争入札有資格者名簿」に登録されていない者は、財政局財政部契約課に競争入札参加資格審査申請を行えば当該資格審査を行う。

### ア 設計業務を行う者

設計業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す①及び②の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、③及び④の要件は、必ず 1 社以上でいずれにも該当すること。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ② 平成 23・24 年度「福岡市競争入札有資格者名簿（委託：建築設計）」に登録されていること。
- ③ 平成 13 年 4 月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）又は民間調理施設の設計実績（実施設計）を有すること。
- ④ 平成 13 年 4 月以降に竣工した延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有すること。

### イ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す①及び②の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、③及び④の要件は、必ず 1 社以上でいずれにも該当すること。

- ① 建築士法第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ② 平成 23・24 年度「福岡市競争入札有資格者名簿（委託：建築設計）」に登録されていること。
- ③ 平成 13 年 4 月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設又は民間調理施設の工事監理実績を有すること。
- ④ 平成 13 年 4 月以降に竣工した延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設の工事監理実績を有すること。

## ウ 建設業務を行う者

建設業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す①、②及び③の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、④及び⑤の要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- ② 平成23・24年度「福岡市競争入札有資格者名簿（工事：建築）」に登載されていること。
- ③ 平成23・24年度競争入札参加資格の認定を受けた者で建築A等級の格付を受けている者であること。建築A等級の格付を受けていない者は、建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評価値が1,090点以上であること。
- ④ 平成13年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設又は民間調理施設の施工実績を有すること。
- ⑤ 平成13年4月以降に竣工した延床面積3,000㎡以上の公共施設の施工実績を有すること。

## エ 給食調理業務を行う者

給食調理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の給食調理企業で実施する場合は、以下に示す要件について、全ての企業でいずれにも該当すること。

- ① ドライシステムの学校給食施設又は民間調理施設の調理業務の実績を有すること。
- ② 平成20年4月以降に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する罰則の適用を受けていないこと。
- ③ 平成20年4月以降に学校給食施設において食品衛生法に規定する営業禁止又は停止の処分を受けていないこと。

## （3）参加資格要件の喪失

入札参加者が、参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

ただし、以下の場合においても記載の要件を満たした場合は引き続き有効とする。

## ア 参加資格確認基準日から提案提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

入札参加資格審査書類に明示が義務づけられている者（以下「応募法人」という。）のうち、1ないし複数の法人が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった法人（以下「残存法人」という。）のみ又は参加資格を喪失した法人（以下「喪失法人」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな法人を構成員又は協力企業として加えたうえで、入札参加者の再編成を市に申請し、提案書の提出日までに市が認めた場合。ただし、残存法人のみで入札参加者の再編成を市に申請する場合は、当該残存法人のみで本入札説明書に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要である。なお、当該申請では、喪失法人が行う予定であった業務を代替する法人の特定や、喪失法人が代表企業であ

った場合の新たな代表企業の特定も行うこととする。

**イ 提案提出日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合**

上記アと同様とする（なお、「提案書の提出日までに市が認めた場合」は、「落札者決定日までに市が認めた場合」に読み替える。）。ただし、応募法人のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

## IV 事業者の募集及び選定

### 1 募集及び選定方法

本事業では、施設整備、維持管理、運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定にあたっては、民間のノウハウ、創意工夫などを総合的に評価することが必要である。従って、事業者の選定方法は、サービスの対価の額に加え、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力、事業計画等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

なお、本事業はWTO政府調達協定の対象となり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

### 2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	スケジュール
平成24年 5月 7日	入札公告、入札説明書等の公表
平成24年 5月 24日	入札説明書等に関する第1回質問受付締切
平成24年 6月 20日	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答
平成24年 6月 27日	入札参加資格審査書類、入札書類第一次審査書類の受付締切
平成24年 7月 6日	入札参加資格審査の結果通知
平成24年 7月 12日	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
平成24年 8月 2日	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
平成24年 8月 21日	入札書類第二次審査書類の受付締切
平成24年 10月 上旬	落札者の決定・公表
平成24年 10月 下旬	基本協定締結
平成24年 11月	仮契約の締結
平成24年 12月	事業本契約締結

## V 入札に関する事項

### 1 入札に関する手続き

#### (1) 入札公告、入札説明書等の公表

市は、平成 24 年 5 月 7 日（月）に、本事業の入札公告を行い、市ホームページにて入札説明書等を公表する。（ホームページアドレス <http://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/kenko/ed/daiichikyushokusenta-seibiunei-jigyonituite.html>）

#### (2) 入札説明書等に関する第 1 回質問受付

入札説明書等の内容等に関する第 1 回質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期限：平成 24 年 5 月 24 日（木）午後 5 時まで

イ 提出先：福岡市教育委員会教育支援部健康教育課

ウ 提出方法：市が指定する「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、電子メールでのファイル添付により提出すること。

#### (3) 入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答の公表

入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答を平成 24 年 6 月 20 日（水）に市ホームページにおいて公表する。

#### (4) 入札参加資格審査書類及び入札書類第一次審査書類の受付

入札参加者は、入札参加資格審査書類及び入札書類第一次審査書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 受付期限：平成 24 年 6 月 27 日（水）午後 5 時まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 提出先：福岡市教育委員会教育支援部健康教育課

ウ 提出方法：入札参加資格審査書類及び入札書類第一次審査書類（「IX 提出書類」を参照）を持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。

#### (5) 入札参加資格審査の結果通知

入札参加資格審査の結果を平成 24 年 7 月 6 日（金）までに代表企業に対して通知する。

#### (6) 入札参加資格がないと認められた理由の説明請求受付

入札参加資格がないと認められた者は、次により、その理由について書面（任意様式）により市に説明を求めることができる。

ア 受付期限：7 月 11 日（水）午後 5 時まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 提出先：福岡市教育委員会教育支援部健康教育課

ウ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。

#### (7) 入札参加資格がないと認められた理由の回答

市は、上記(6)に係る回答を平成 24 年 7 月 17 日（火）までに代表企業に対して行う。

**(8) 入札説明書等に関する第2回質問受付**

入札説明書等の内容等に関する第2回質問を次のとおり受け付ける。

- ア 受付期限：平成24年7月12日（木）午後5時まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
- イ 提出先：福岡市教育委員会教育支援部健康教育課
- ウ 提出方法：市が指定する「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、電子メールでのファイル添付により提出すること。

**(9) 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答の公表**

入札説明書等に関する第2回質問に対する回答を平成24年8月2日（木）に市ホームページにおいて公表する。

**(10) 入札を辞退する場合**

入札参加資格が確認された入札参加者が入札を辞退する場合は、入札日の前日までに「入札辞退届」（様式3-1）を福岡市教育委員会教育支援部健康教育課に提出すること。

**(11) 入札日時及び場所（入札書類第二次審査書類の受付）**

入札参加者は、入札書類第二次審査書類（「IX提出書類」を参照）を次のとおり提出しなければならない。なお、入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

- ア 入札日時：平成24年8月21日（火）午前10時
- イ 入札場所：福岡市役所本庁舎15階第2会議室
- ウ 入札参加者：原則として、代表企業とする。ただし、「委任状（代表企業用）」（様式1-9）を事前に提出している場合又は入札日に持参した場合のみ、代表企業の代理人の参加を可とする。
- エ 提出方法：持参により提出すること。

**(12) 入札及び開札の手順**

入札及び開札は、代表企業又はその代理人の立会いの上行うものとし、代表企業又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせるものとする。なお、当該開札では、入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、この際の入札価格の公表は行わない。また、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2回目）は行わない。

**(13) 提案書の内容に関するヒアリング等の実施**

市は、入札参加者に対し、平成24年9月（予定）に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。具体的な実施方法は、後日、市より代表企業に対して通知する。

**2 入札参加に関する留意事項**

**(1) 入札説明書等の承諾**

入札参加者は、入札書の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

**(2) 費用負担**

入札参加に際し、入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

**(3) 入札保証金**

入札保証金は、免除する。

**(4) 使用する言語、通貨単位及び時刻**

入札に関して使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は日本標準時とする。

**(5) 著作権**

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、事業者と協議の上で、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

**(6) 特許権等**

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

**(7) 提出書類の取扱い**

提出された書類については、変更できないものとし、また、返却しない。

**(8) 市からの提示資料の取扱い**

市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

**(9) 入札の中止等**

天災地変等やむを得ない理由により、入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるときには、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

**(10) 入札無効に関する事項**

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの

イ 入札書が所定の日時までには到着しないもの

- ウ 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの
- エ 入札書に必要な記名押印のないもの
- オ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- カ 代理人が入札する場合において、委任状の提出がないもの
- キ 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- ク その他入札に関する条件に違反したもの

(11) 入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

### 3 入札予定価格

本事業の予定価格は、11,261,439千円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。消費税及び地方消費税を加えた額は、11,795,136千円を超えないこと。

### 4 苦情の申し立て

本事業の入札手続きに関し、「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続きに関する要綱（平成8年8月8日福岡市・福岡市水道局・福岡市交通局告示第1号）」により、福岡市教育委員会教育支援部健康教育課に対して苦情を申し立てることができる。

## **VI 落札者の決定**

### **1 落札者の決定**

- (1) 審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査、入札書類第一次審査及び入札書類第二次審査により実施する。具体的な審査方法及び審査項目等は落札者決定基準に示す。
- (2) 入札書類第二次審査のうち性能審査及び価格審査については、市が設置した学識経験者等で構成する事業者選定委員会が審査を行い、最優秀提案を選定する。
- (3) 市は、事業者選定委員会の選定結果を踏まえて落札者を決定する。

### **2 審査結果の通知**

審査結果は、すべての代表企業に対して平成 24 年 10 月（予定）に通知する。

### **3 審査結果の公表**

審査結果は、落札者決定後速やかに公表する。また、審査の客観的評価等については、落札者との基本協定の締結後に公表する。

## Ⅶ 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

### 1 立地条件等

事業用地	福岡市博多区東平尾一丁目118番2、同168番1及び同190番3
敷地面積	約13,177㎡
用途地域等	第1種住居地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
調理能力	13,000食/日（内、アレルギー対応食は150食程度、特別支援学校対応食は最大1,500食程度とする。）
献立方式	<p>①中学校：2献立（副食3品）          ※アレルギー対応食は、上記の献立を基本とし、メニューに応じて、除去食と代替食を併用（基本的には除去対応とし、主な食材がアレルゲンの場合は代替食提供とする。）、対応アレルゲンはアレルゲン表示義務原材料7種（乳、卵、小麦、えび、かに、そば、落花生）及びごま・ごま油とし、提供方法は3形態（①卵対応、②乳対応、③アレルゲン8種対応）からの選択方式とする。</p> <p>②特別支援学校：専用1献立（副食3品）          ※特別支援学校の献立は、中学校に準拠した専用献立による。          ※特別支援学校のアレルギー対応食は、中学校のアレルギー対応食に準拠する。          ※小学部低学年、小学部中学年、小学部高学年及び中・高等部の4通りの量の調節を予定している。</p>

### 2 施設の設計・建設、維持管理・運営等の提案に関する条件

施設の設計・建設、維持管理・運営等の提案に関する条件は、「Ⅱ 5（4）事業の範囲」で示す事業者の事業範囲及び要求水準書に示すとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえた上で、入札書類を作成するものとする。

### 3 入札時算定用年間提供給食食数

入札価格の算定にあたっては、年間提供日数及び1日当たりの食数は以下のとおりとする。

年度	年間提供日数	1日当たり食数			
		中学校	特別支援学校	特別食	合計
平成26年度	124	10,970	1500	100	12,570
平成27年度	192	10,970	1500	100	12,570
平成28年度	192	11,400	900	100	12,400
平成29年度	192	11,270	900	100	12,270
平成30年度	192	11,690	600	100	12,390
平成31年度	192	11,550	600	100	12,250

平成32年度	192	11,380	600	100	12,080
平成33年度	192	11,320	600	100	12,020
平成34年度	192	11,220	600	100	11,920
平成35年度	192	11,160	600	100	11,860
平成36年度	192	11,040	600	100	11,740
平成37年度	192	10,930	600	100	11,630
平成38年度	192	10,850	600	100	11,550
平成39年度	192	10,760	600	100	11,460
平成40年度	192	10,660	600	100	11,360

※特別食とは、アレルギー対応食、特別支援学校二次加工食及びアレルギー対応と特別支援学校二次加工食との複合食をいう。

#### 4 業務の委託

事業者は、入札書類に示したとおり、構成員又は協力企業に本事業の業務を委託又は請け負わせるものとし、市の承諾を得た場合に限り、入札書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとする。

#### 5 サービス購入費

事業契約書（案）別紙2に基づく。

#### 6 市による事業の実施状況及びサービス水準の監視

事業契約書（案）別紙3に基づく。

#### 7 土地の使用

本事業の事業用地は市有地であり、財産の種類は行政財産である。

#### 8 保険

事業契約書（案）別紙1に基づく。

#### 9 市と事業者の責任分担

##### (1) 基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべ

て又は一部を負うこととする。

## (2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、事業契約書（案）に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

## 10 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度経過後 3 か月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済みの当該事業年度の財務書類を自己の費用で作成し、市に提出する。また、市は、当該財務書類を公開できるものとする。

## **Ⅷ 契約に関する事項**

### **1 契約手続き**

- (1) 落札者と市は、契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、基本協定書に基づき事業契約手続きを行う。
- (2) 落札者は本事業を実施するためのSPCを設立し、市はSPCと仮契約を締結する。
- (3) 仮契約は、当該契約に関する議案が平成24年福岡市議会第5回定例会の議決を経た場合に本契約となる。

### **2 事業契約の概要**

事業契約は、市の提示内容、事業者の提案内容及び事業契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき施設整備、維持管理・運営に関する業務内容、リスク分担、金額及び支払方法等を定める。

### **3 契約金額**

契約金額は、落札価格に消費税相当額を加えた金額とする。

### **4 契約の保証**

契約保証金について、事業者は、事業契約書第13条の定めに従うものとする。

### **5 SPCの設立**

- (1) 落札者は事業契約締結までに「会社法」(平成17年法第86号)に定める株式会社としてSPCを設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の50%を超えるものとし、かつ代表企業の出資比率は出資者中最大となるものとする。なお、SPCは福岡市内に設立するものとする。
- (2) SPCはその資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。

### **6 事業者の事業契約上の地位**

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とする。なお、構成員等が保有するSPCの株式については、市の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

### **7 融資金融機関との協議**

事業者は、市が本事業に関して、事業の継続性をできるだけ確保する目的で、事業者に融資する金融機関(以下「融資金融機関という。’)と直接協議を行い、契約を締結する場合は

あることを予め承諾するものとする。かかる協議においては、概ね以下の事項を定めることとする。

- (1) 市が事業契約を終了させる際の融資金融機関への通知及び協議に関する事項
- (2) 事業者が事業契約に関する権利又は義務を融資金融機関又はその指定する第三者に譲渡し、又は担保提供する場合の市の書面による承諾に関する事項
- (3) 融資金融機関が事業者から担保提供を受けた権利を実行する際の市との協議に関する事項

## Ⅸ 提出書類

提出書類は以下のとおりとする。詳細については、各様式集を参照すること。

### 1 入札参加資格審査書類

参加表明書	(様式 1-1)
資格審査申請書	(様式 1-2)
設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 1-3)
工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 1-4)
建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 1-5)
給食調理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 1-6)
入札参加者構成表及び役割分担表	(様式 1-7)
委任状 (構成員→代表企業)	(様式 1-8)
委任状 (代表企業用)	(様式 1-9)
会社概要書	任意
決算報告書	任意
商業登記簿謄本	—
消費税及び地方消費税の納税証明書	—
福岡市税の納税証明書	—

### 2 入札書類第一次審査書類

入札書類第一次審査書類提出書	(様式 2-1)
給食調理業務を行う者の食品衛生法上の処分状況に関する書類	(様式 2-2)

### 3 その他入札関係提出書類

入札辞退届	(様式 3-1)
入札参加者の構成員等変更承諾願	(様式 3-2)

#### 4 入札書類第二次審査書類

入札に関する 提出書類	入札書類第二次審査書類提出書	(様式A-1)
	入札参加者構成表	(様式A-2)
	入札書	(様式A-3)
	要求水準に関する確認書	(様式A-4)
提案書Ⅰ (事業計画に関する 提案書)	事業実施にあたっての基本的な考え方	(様式B-1)
	事業実施体制	(様式B-2)
	資金調達計画に関する提案	(様式B-3)
	事業収支計画に関する提案	(様式B-4)
	事業継続に関する提案	(様式B-5)
	リスク管理の考え方	(様式B-6)
	地域社会、地域経済への貢献に関する提案	(様式B-7)
	第三者機関による客観的評価の仕組みに関する提案(提案する場合のみ)	(様式B-8)
提案書Ⅱ (施設整備に関する 提案書)	全体計画の概要に関する提案	(様式C-1)
	施設計画の概要	(様式C-2)
	安全性・防災性に関する提案	(様式C-3)
	給食エリアのゾーニング及び配置計画に関する提案	(様式C-4)
	全体動線計画に関する提案	(様式C-5)
	各室の環境衛生・快適性に関する提案	(様式C-6)
	食育機能関連整備に関する提案	(様式C-7)
	ユニバーサルデザインへの配慮に関する提案	(様式C-8)
	経済性に関する提案	(様式C-9)
	環境性に関する提案	(様式C-10)
	調理設備機器の性能に関する提案	(様式C-11)
	施工計画に関する提案	(様式C-12)
	施設整備に関する体制及びモニタリングに関する提案	(様式C-13)
	配膳室改修工事に関する提案	(様式C-14)
提案書Ⅲ (維持管理に関する 提案書)	維持管理業務体制に関する提案	(様式D-1)
	維持管理業務内容に関する提案	(様式D-2)
	修繕計画に関する提案	(様式D-3)
提案書Ⅳ (運営に関する 提案書)	調理体制に関する提案	(様式E-1)
	給食調理業務に関する提案	(様式E-2)
	衛生管理業務に関する提案	(様式E-3)
	配送・配膳室業務に関する提案	(様式E-4)
	アレルギー対応食の提供に関する提案	(様式E-5)
	特別支援学校二次加工食の提供に関する提案	(様式E-6)
	運営支援に関する提案	(様式E-7)

	従業員の雇用に関する提案	(様式E-8)
提案書V (計画図面等提案書)	面積表	(様式F-1)
	仕上表(外部及び内部)	(様式F-2)
	配置計画図(縮尺1/500)	(様式F-3)
	平面図(各階)(縮尺1/300)	(様式F-4)
	立面図(2面以上)(縮尺1/300)	(様式F-5)
	断面図(2面以上)(縮尺1/300)	(様式F-6)
	日影図	(様式F-7)
	イメージスケッチ(外観及び内観)	(様式F-8)
	構造計画概要	(様式F-9)
	建築設備計画概要(機械・電気)	(様式F-10)
	調理設備計画概要	(様式F-11)
	備品リスト	(様式F-12)
	全体調理人員配置図(午前及び午後)	(様式F-13)
	配膳室改修工事概要	(様式F-14)
提案書VI (事業収支等提案書)	収支計画の前提	(様式G-1)
	資金調達計画書	(様式G-2)
	市の支払う対価(年度別)	(様式G-3-1)
	市の支払う対価(四半期別)	(様式G-3-2)
	資金収支計画表	(様式G-4)
	損益計算書・消費税等計算書	(様式G-5)
提案書VII (提案価格等提案書)	初期投資費見積書	(様式H-1)
	配膳室改修費見積書	(様式H-2)
	維持管理費見積書(年次計画表)	(様式H-3)
	維持管理費見積書(内訳表)	(様式H-4)
	修繕・更新年次計画表	(様式H-5)
	修繕・更新費見積書(内訳表)	(様式H-6)
	運営費見積書(年次計画表)	(様式H-7)
	運営費見積書(内訳表)	(様式H-8)
	固定料金・変動料金の考え方	(様式H-9)
提案書VIII (事業スケジュール)	事業スケジュール	(様式I-1)

## **X その他**

### **1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援**

- (1) 業務を行うために必要な土地は、行政財産であり、市はこれを無償で使用させる。
- (2) 市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。
- (3) 財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。
- (4) 市は、国からの交付金（学校施設環境改善交付金）の交付を受けることを想定しているが、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う交付金に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

### **2 事業の継続が困難となった場合における措置**

#### **(1) 事業の継続に関する基本的考え方**

事業予定者においては、S P Cの設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

#### **(2) 継続が困難となった場合の措置**

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は次のとおりとする。

#### **ア 事業者の責めに帰すべき事由の場合**

- ① 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- ② 事業者の財務状況が著しく悪化したことその他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。
- ③ 上記①、②のいずれの場合においても、市は事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

#### **イ 市の責めに帰すべき事由の場合**

- ① 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。
- ② 上記①の規定により事業者が事業契約を解除した場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

#### ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ① 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市と事業者は事業継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は事業契約を解除することができるものとする。
- ③ 上記②の規定により事業契約が解除される場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については事業契約書において示す。

#### エ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

### 3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

### 4 入札手続きに関する問い合わせ

場 所 福岡市教育委員会教育支援部健康教育課

住 所 〒810-8621

福岡市中央区天神1丁目8番1号

電 話 092-711-4642

F A X 092-733-5865

E-mail kenko.BES@city.fukuoka.lg.jp

福岡市ホームページアドレス

[http://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/kenko/ed/daiichikyushokuse  
nta-seibiuneijigyonituite.html](http://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/kenko/ed/daiichikyushokuse<br/>nta-seibiuneijigyonituite.html)

平成 年 月 日

## 入札説明書等に関する質問書

福岡市教育委員会教育支援部健康教育課 宛

会 社 名  
所 在 地  
所 属  
担 当 者 名  
電 話  
F A X  
E - m a i l

第1給食センター(仮称)整備運営事業入札説明書等について、質問事項がありますので提出します。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問
			頁	I	1	(1)	ア	①	a	
例	入札説明書	日常の検収業務	4	II	5	(4)	エ	①		日常の検収業務については、・・・と考えていいのが確認したい。
1										
2										
3										
4										
5										

注) 質問内容は、具体的かつ簡潔に記入して下さい。  
資料名等の該当箇所の順番に並べてください。  
該当箇所の記入にあたっては、数値、記号は半角小文字で記入してください。  
行が不足する場合には、適宜増やしてください。